

移住ポータルサイト Web 広告掲載業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 業務の目的

移住希望者等が日常生活の中で本市の魅力や移住等に関する情報に触れる機会を増やすため、若年層を中心とした幅広い世代に直接 PR する手段として Web 広告を掲載し、本市の移住情報発信の中核を担うにかほ市移住・Uターン・お仕事支援ポータルサイト「にかほ一む」(以下「移住ポータルサイト」という。)に誘導しながら本市の認知度向上及び移住支援策等を幅広く PR することを目的とする。

2 業務の概要

- (1) 業務名 移住ポータルサイト Web 広告掲載業務
- (2) 業務内容 別紙「業務委託仕様書」のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日までを限度とする。
- (4) 契約方法 公募型プロポーザル方式による随意契約
- (5) 委託料 上限 2,750,000 円 (消費税及び地方消費税相当額を含む)
※上記金額は、業務の規模を示す額であり、契約時の予定価格ではありません。
- (6) 募集方法 この企画提案募集は、市公式ホームページを通じて行うものとする。

3 参加資格要件

本業務に係る公募型プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 国や地方自治体又はそれらに準じる団体等の Web 広告を掲載した実績があること。ただし、官公庁等での実績がない場合は、民間企業等での実績も可とする。
- (2) にかほ市入札参加資格者名簿に登録を有していること。ただし、登録を申請中の者も参加できるものとする。
- (3) 国、県、他の地方公共団体及びにかほ市の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (5) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立がなされていない者であること。
- (6) 市町村税 (東京 23 区は都税)、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (7) 申請者及び申請者の役員、申請者の使用人、申請者の経営に事実上参加している者が、にかほ市暴力団排除条例 (平成 24 年条例第 5 号) に規定される暴力団および暴力団員等でないこと。

4 質疑・応答

本実施要領及び業務委託仕様書等に関して質問がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。

- (1) 受付期間：令和 8 年 5 月 1 日 (金) から令和 8 年 5 月 11 日 (月) 17 時まで

- (2) 提出方法：所定の質問書（様式第 7 号）に質問内容等を記載し、電子メールにて提出すること。メールの件名は、「移住ポータルサイト Web 広告掲載業務委託公募型プロポーザルに関する質問について（会社名）」とすること。

提出先メールアドレス：renkei@city.nikaho.lg.jp

- (3) 回答方法：質問書に対する回答は、令和 8 年 5 月 13 日（水）に、市公式ホームページに掲示する。

5 参加手続き

- (1) 提出期限：令和 8 年 5 月 15 日（金）17 時まで

- (2) 提出方法：持参又は郵送

- (3) 提出先：〒018-0192 秋田県にかほ市象潟町字浜ノ田 1 番地
にかほ市企画振興部 連携推進課 連携推進班

- (4) 提出書類

① 参加申込書（様式第 1 号）

② 会社等概要書（様式第 2 号）

③ 業務実績書（様式第 3 号）

④ 応募者の資格を証明する書類等（発行後 3 か月以内のものに限る）

（ア）商業・法人登記簿謄本又は登記事項証明書原本

（イ）本店及びにかほ市内にある支店等の市町村税（東京 23 区は都税）の滞納がないことの証明書原本（納税証明書）

（ウ）消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書原本（納税証明書）

- (5) 提出部数：①④各 1 部、②③各 6 部（正本 1 部、副本 5 部）

- (6) 留意事項：参加申込後に辞退する場合は、参加辞退届（様式第 8 号）を提出すること。

6 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限：令和 8 年 5 月 20 日（水）17 時まで

- (2) 提出方法：持参又は郵送

- (3) 提出先：〒018-0192 秋田県にかほ市象潟町字浜ノ田 1 番地
にかほ市企画振興部 連携推進課 連携推進班

- (4) 提出書類

① 企画提案書等提出届（様式第 4 号）

② 企画提案書（任意様式）

③ 業務実施体制（様式第 5 号）

④ 見積書（様式第 6 号）及び内訳明細書等一式（任意様式）

- (5) 提出部数：①1 部、②③④各 6 部（正本 1 部、副本 5 部）

- (6) 企画提案書について

業務委託仕様書に基づき、次の項目について企画提案すること。

① 実施方針（Web 広告の手法、構成及び掲載期間等）

② デザイン案（静止画・動画）

③ 制作スケジュール

④ その他、独自の企画提案等

(7) 留意事項

- ① 提出できる企画提案（プロポーザル）は、1者1案とする。
- ② 提出された書類の差替え、変更及び取消は一切認めない。また、提出された書類の返却はしない。
- ③ この企画提案の応募に係る全ての経費は、企画提案者の負担とする。
- ④ 応募資格を有しない者が提出した企画提案書等は、無効とする。
- ⑤ 企画提案書等に虚偽の記載をした場合は無効とする。
- ⑥ 企画提案書の提案者名は情報公開の対象とする。
- ⑦ 応募した企画提案の著作権は、その応募者に帰属する。
- ⑧ 採用した企画提案の使用権は、にかほ市に帰属する。
- ⑨ プレゼンテーションに参加しなかった場合は、提出された企画提案書等は無効とする。

7 プレゼンテーション及び審査委員会の実施

市は、企画提案者の中から本業務の受託候補者を選定する為、次のとおり審査委員会を開催し、企画提案者によるプレゼンテーション及び審査委員による審査を実施する。

なお、6者以上の参加提案があった場合は、企画提案書等に基づいて事前に書類審査・選考を行い、プレゼンテーションの実施を5者以内とする。

- (1) 開催日：令和7年5月26日（火）（予定）
- (2) 開催方法：ビデオ会議システム Zoom によるオンライン形式でのプレゼンテーション
- (3) 審査委員：移住ポータルサイト Web 広告掲載業務プロポーザル審査委員会設置要領第3条に規定する委員（5人）
- (4) 審査委員による審査
審査委員は、企画提案書等の内容について、書類及びプレゼンテーションの総合評価により審査し、最も優れていると判断される企画提案者を受託候補者とする。
- (5) 企画提案者によるプレゼンテーション
 - ① 企画提案はパワーポイント等により実施し、主たる担当者となる予定者がプレゼンテーションを行うこと。
 - ② 1事業者当りの持ち時間は、30分以内（プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分以内）を目安とし、市が後日指定する時間割により事業者毎に個別に行う。
 - ③ プレゼンテーション当日に新たな資料を用いる場合は、企画提案書の差替えや変更にあたるものでなく、補足説明の範囲を超えないものに限り認める。
- (6) 審査内容
 - ① 業務経歴及び遂行能力・・・配点：10/100
 - ② 業務実施体制・・・配点：5/100
 - ③ 企画提案の内容・・・配点：80/100
 - ④ 業務の価格・・・配点：5/100

8 委託契約の締結権

審査委員会にて選定した業者と委託契約を締結するものとする。また、最上位者が辞退を申し出た場合には、次点の業者を委託予定業者とする。

契約内容及び金額については、選定業者の提案内容、見積書を精査し、双方協議の上決定する。

9 スケジュール

- | | |
|----------------------|--------------------|
| (1) 公募開始 | 令和8年5月1日(金) |
| (2) 質問書提出期限 | 令和8年5月11日(月) 17時まで |
| (3) 質問書に対する回答 | 令和8年5月13日(水) |
| (4) 参加申込期限 | 令和8年5月15日(金) 17時まで |
| (5) 企画提案書等提出期限 | 令和8年5月20日(水) 17時まで |
| (6) 審査委員会(プレゼンテーション) | 令和8年5月26日(火)(予定) |
| (7) 審査結果通知 | 令和8年5月28日(木)(予定) |

10 受託者の責務

(1) 守秘義務

受託者は、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(2) 再委託の禁止

受託者は、本業務に係る全部を第三者に再委託することはできない。

11 問い合わせ先及び提出先

〒018-0192

秋田県にかほ市象潟町字浜ノ田1番地

にかほ市企画振興部 連携推進課 連携推進班(担当:渡辺)

TEL: 0184-43-7510 FAX: 0184-62-9013

E-mail アドレス: renkei@city.nikaho.lg.jp

移住ポータルサイトWeb広告掲載業務委託仕様書

1 業務の目的

移住希望者等が日常生活の中で本市の魅力や移住等に関する情報に触れる機会を増やすため、若年層を中心とした幅広い世代に直接PRする手段としてWeb広告を掲載し、本市の移住情報発信の中核を担うにかほ市移住・Uターン・お仕事支援ポータルサイト「にかほ一む」(以下「移住ポータルサイト」という。)に誘導しながら本市の認知度向上及び移住支援策等を幅広くPRすることを目的とする。

2 業務名

移住ポータルサイトWeb広告掲載業務

3 業務期間

本業務期間は、契約締結日から令和9年3月31日までを限度とする。

4 委託料上限額

本業務に係る委託料の総額は、2,750,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む)を上限とする。ただし、この金額は業務の規模を示す額であり、契約時の予定価格ではありません。

5 業務内容

Google等のWebサイト、Instagram等のSNS、YouTube等の動画サイトに掲載するデジタル広告(以下「Web広告」という。)について次のとおり業務を実施するものとし、具体的な仕様及び内容については、提案の内容を踏まえて本市と協議して決定する。

(1) 掲載戦略の検討・提案

移住ポータルサイト(<https://www.nikahome.jp/>)に誘導しながら本市の認知度向上及び移住支援策等を幅広くPRすることに対し効果的・効率的なPRが可能となるWeb広告の手法、構成及び掲載期間等を検討し、提案すること。主なターゲット層は、移住・Uターンに関心がある潜在層及び移住希望者とする。

(2) 広告デザインの制作

本市が提供する写真や映像等の素材を基に、広告に使用するデザイン(静止画・動画)やキャッチフレーズを制作すること。広告のデザインは、ターゲット層の視点で「にかほに住んでみたい」と思わせるような内容、見せ方とすること。

(3) Web広告への出稿・管理作業

本市と協議して決定したWeb広告への出稿作業を行うこと。出稿した広告に関しては、運用状況を適宜確認・管理し、アドベリフィケーション対策とブランドセーフティへの配慮を行うものとする。

(4) 中間報告書等の提出

実施期間の中間時に、実施手法、掲載実績、効果測定、分析状況等を分かりやすく示した報告書及び掲載した広告の画像又は動画等を提出すること。

その報告を踏まえて、適宜、実施内容についての改善の提案を行い、中間報告書の提出以降に実施予定の広告掲載に反映すること。

(5) 業務完了に伴う報告書等の提出

実施期間終了後に、実施手法、掲載実績、効果測定、分析状況等を分かりやすく示した報告書及び配信した広告の画像又は動画等（中間報告時に提出したものを除く。）を提出すること。

6 著作権

(1) 本業務により制作された成果物の所有権、著作権及びその他の権利は、発注者に帰属するものとする。

(2) 成果物に受注者又は第三者の著作物が含まれている場合は、当該著作物の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとするが、本業務の成果品等を利用する為に必要な範囲において、受注者は必要な著作権処理を行うものとする。

7 その他

本仕様書に定めのないものについては、市と協議の上決定するものとする。